

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和2年6月12日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

令和2年6月12日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

オブシアミスミ

鹿児島市宇宿二丁目 314番地 外4筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出

令和元年12月11日

3 意見の概要

今回届出のあった変更事項は、周辺の地域の生活環境に影響を及ぼすものではないと考えられるため、本市意見は特にありません。